

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

成人直後の若者が狙われる!?
消費者トラブル

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。つまり、高校3年生は18歳の誕生日を迎えると成人になります。成人になると、自分で様々な契約（高額商品の購入、賃貸契約、ローン・クレジット契約など）を結ぶことができるようになりますが、一方で、自分でその支払いや返済などに責任を取らなければなりません。

成人として各種契約を結んでしまうと、かつて「未成年者取消権^{*}」で保護されてきた18歳・19歳の若者が、その保護を受けられなくなります。そのため、悪質商法や詐欺的な勧誘による消費者トラブルの増加が懸念されています。

※未成年者取消権…判断力の未熟な未成年者が不利益を受けないよう、未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、原則として取り消すことができます。

家族やお知り合いに中学生・高校生がいる場合は、普段から次のことを意識するように声をかけていただき、見守りましょう。

- ✓「自分は大丈夫」と過信しない
- ✓最新の消費者トラブル事例や手口などに関心をもつ
- ✓ネットリテラシー・金融リテラシーを身につける
- ✓「簡単にもうかる！」などおいしい話をうのみにしない

大人なので
取り消せません

成人として扱われるため、契約を取り消すことができなくなります。

大人なので
契約できません

成人として契約を一人で結ぶことができるようになります。

大人なので
無理はしない

本当に支払いができるのか、自分の収入に見合った買い物。

大人なので必ず確認

契約を結ぶ際には、事前に契約内容を確認しましょう。



「気をつけよう！見守ろう！ふくい消費生活」はこちらからダウンロードできます→

目次

- 若者が被害に遭いやすい消費者トラブル 2、3
- 冬の火災に注意！／ローリングストック 4
- デジタル社会～広がるデジタル手続き、ネットのトラブルと落とし穴～ 5
- 福井県消費生活センターより 賃貸住宅「原状回復トラブル」に注意！ 6
- 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン／エシカルチャレンジ2023のご案内 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

若者が被害に遭いやすい消費者トラブル

怪しいもうけ話にご注意！

事例

友人から「すごいもうけ話がある。投資のプロを紹介する。」と誘われた。紹介された人物から「私の情報商材を購入すれば、絶対にもうかる。消費者金融で借金してもすぐ元が取れるし、他の投資者を紹介すれば紹介料も支給する。」と説明された。借金をして、その情報商材を購入したが、勧誘の方法ばかりで投資についての情報は何もなく、全くもうからなかった。解約を申し出たが、半額しか返金できないと言われた。



「投資等の情報商材を人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘するマルチ商法が若者間でよく見られます。学校や職場の友人・先輩、SNS等で知り合った人からの紹介がきっかけのケースが多い傾向にあります。紹介された事業者の実態が分からない上、連絡先も分からず、解約や返金交渉が難しい場合があります。

アドバイス

- ① 実態や仕組みが分からない怪しいもうけ話は、友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう。
- ② 借金してまで契約するのはやめましょう。
- ③ 断れずに契約してしまったら、なるべく早く消費者ホットライン188へ電話相談を。
- ④ 知り合いを勧誘すると人間関係が悪化し、自分が加害者となってしまうかもしれません。

エステや美容医療を受ける前にもう一度確認！

事例

「必ず痩せる」というエステのモニター募集広告を見て、店舗に向いたところ、20万円のコースを勧められた。その場で契約する気はなかったが、『契約するなら、絶対に今日中がお得！もう成人なのだから、自分で決められるでしょ。』と店員から急かされ、契約してしまった。その後、思い直して解約を申し出たが、高額のカンセル料を請求された。



エステや脱毛などの美容医療は、20歳代に多い相談ですが、10歳代でも相談がみられます。契約の前に、長期間のエステであれば契約の内容や解約の条件を、美容医療であれば身体的なリスクや今すぐ施術する必要があるのかを、よく考える必要があります。

契約の前にきちんと説明を受け、理解したか、以下のことを確認しましょう。十分な説明を受けていなければ、スタッフや医師に聞いてみましょう。

アドバイス

- ① 契約前に、施術内容や料金、施術の期間、途中で解約した場合の清算方法などを確認しましょう。
- ② 事前に複数の事業者から十分に情報を集め、比較・検討しておきましょう。
- ③ その場の雰囲気流されず、本当に必要な契約か冷静に考え、安易に契約しないようにしましょう。

そのインターネット通販サイト、安全ですか？



事例

インターネットのショッピングサイトで、欲しいと思っていた商品が他のサイトよりも、格安で販売されていた。その場で衝動買いしたが、商品が一向に届かない。ショッピングサイトの連絡先に電話してみたが、全くつながらない。

デジタル化の急激な進展により、インターネット通販を利用する機会が大きく増加しました。その中で、「注文した商品が届かない」、「注文した商品とは異なる商品が届いた」、「業者と連絡が取れない」、「勝手に定期購入になってしまっていた。」などのトラブルが発生しています。また、実在の通信販売サイトを騙った詐欺サイトである場合もあります。以下のことに注意して、インターネット通販を利用しましょう。

アドバイス

- ① ネット店舗の所在地や連絡先、支払方法、他の利用者の評価など事業者についての情報をしっかり確認しましょう。
- ② 激安で販売されているなど、購入する商品が模倣品でないかを注意しましょう。
- ③ 配送方法や配送期間などを確認しておきましょう。
- ④ 注文する商品が定期購入のものでないか、ホームページをよく確認しましょう。小さな文字で定期購入の説明書きが掲載されていることがあるのでご注意ください。
- ⑤ キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。
(※通信販売には、クーリング・オフの適用はありませんので、ご注意ください)

リボ払いに注意！



事例

クレジットカードの申し込み時に、自動でリボ払い（リボルビング払い）になる設定に気付かず、何年間か利用していた。利用明細を確認していなかったため、気付いた時には借入残高が数十万円になっていた。

クレジットカードのリボ払いとは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払う返済方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、借入残高が分かりにくい、支払いが長期化するなどの点に注意が必要です。

アドバイス

- ① クレジットカードを申し込む際、リボ払い専用のカードである場合や初期設定がリボ払いになっている場合があるので、必ず確認しましょう。
- ② 毎月の利用明細は必ず確認し、心当たりのない請求に関してはすぐにカード会社に問合せましょう。
- ③ リボ払いを利用する場合は、借入残高と手数料、毎月の支払額を特に確認しましょう。

冬の火災は「ゼロ距離」と「ほったらかし」に注意！

電気器具は使う前に点検も！

寒さが本格化するこれからは、電気ストーブや電気こたつによる火災が最も多く発生する時期です。

ストーブの事故

ストーブを付けたままその場を離れると、意図せず可燃物が接触し、火災に！



事故防止のために

- 周辺に可燃物などを置かない。
- 洗濯物などをストーブの近くで乾かさない。
- 外出する時には、電源を切り電源プラグを抜く。



電気こたつの事故〈ゼロ距離火災〉

こたつは火を使わないから安全…？

いいえ、火事になる可能性も



★こたつ布団や座いす、座布団がこたつ内のヒーターユニットに触れないように注意！



★こたつの中で衣類を乾かさない！



事故防止のために

1つでも該当する場合、すぐに使用を中止し、メーカーや販売店に相談してください。

- ✓ 電源プラグ、スイッチ等が熱い。
- ✓ 焦げくさいにおいがする。
- ✓ 本体に変色がある。
- ✓ 電源コードに傷やふくれがある。

参考：NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

雪の季節に向けて少しずつ準備を

令和3年1月の豪雪のような災害が起きると、物流が止まったり、外出できなくなったりして、数日間は商品や生活必需品が手に入りにくくなります。ふだんから何日か分の買い置きをして備えるようにしておきましょう。

- ① 普段食べている食材を多めに買い置きしておく
- ② 普段の食事を使う
- ③ 食べた分を買い足して補充する

蓄える⇒食べる⇒補充する⇒を繰り返しながら常に一定の食品が備蓄されている状態を保つので、「ローリングストック法」と呼ばれています。



災害時には、食べ慣れたものや好物があると落ち着くことができます。キャンプや山登りなどのアウトドアでも活用できますので、ローリングストック法を日常生活の一部に取り入れてみましょう。

また、乳幼児、高齢者、持病やアレルギーなど、それぞれの対応食を備蓄しておきましょう。

なお、カセットコンロやカセットボンベなども合わせて用意すると、非常時でもお湯を沸かしたり、温めたりと、食事の選択肢を広げることができます。

詳しくは [災害時に備えた食品ストックガイド（農林水産省）](#) **検索**



スマホやパソコンなどのモバイル端末の世帯保有率は97%を超え、個人では8割以上がネットを利用^{*}するなど、デジタル技術は私たちの暮らしにとって身近なものとなりました。

^{*}「令和5年版 情報通信白書」(総務省)

行政におけるデジタル化の推進

オンラインでできる 行政手続き

転出届の提出や国民年金保険料免除・納付猶予、児童手当の手続き、パスポートの更新申請などが、マイナポータルからいつでもオンラインで行えます。

マイナンバーカードの 利用拡大

住民票の写しや印鑑登録証明書等の市区町村が発行する証明書が、全国のコンビニ二等から取得することができます。健康保険証として利用可能。

デジタル時代の 支出管理

キャッシュレス決済（現金以外の手段で支払う）の利用促進。

キャッシュレス決済 支払い方法の種類

- 前払い(プリペイド)…事前にお金をチャージしておき、チャージ金額から利用金額を払う。
- 即時払い(リアルタイムペイ)…即時に口座から利用金額が引き落とされる。デビットカードと同じ。
- 後払い(ポストペイ)…後からクレジットカード等を通して一括もしくは分割などで支払う。

キャッシュレス決済は、
支払いのタイミングに注意。

目で見て確認できないため、
支出管理に留意が必要。

複数の後払い決済の利用で債務
の管理が困難になることも。

ネット上は危険がいっぱい…ネットやSNSの情報を見極めよう！

- デマやフェイクニュースにだまされない！
“だいふく”を心掛ける（誰、いつ、複数の情報）。
- 投稿に気を付けて！
個人が特定されて困る内容はないか。
許可を得ているか。著作権侵害はないか。
悪意のある誹謗中傷でないか。
- 悪質なネット広告に注意！
悪質なアフィリエイト広告にだまされない。
- 偽警告によるサポート詐欺に注意！
「ウイルスに感染している」などの偽警告画面を信用しない。
- 巧妙化するフィッシング詐欺に注意！
偽メール・偽SMSでないか疑う。

偽メールに利用されやすい事業者などと内容

業者名	内容
通販サイト フリマサイト	「支払方法に問題がある」、「アカウントで異常な動作が検出された」、「不正利用が確認された」など
クレジット会社・ 金融機関	「カードの不正な取引があった」、「本人の利用かどうか確認させてほしい」、「回答がない場合、カードの利用制限が継続される」など
宅配業者	「お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在のため持ち帰りました。〇〇にご連絡ください」など
携帯電話会社	「支払いが滞っています」、「携帯電話料金未納のため、今日までに〇〇円を支払うように」、「通信サービスの停止と契約解除通告のお知らせ」など
官公庁	「未払いの税金がある」、「納付期限を経過した税金を完納していません」など



賃貸住宅、「原状回復トラブル」に注意！

住み始める前から、「いつか出ていく時」に備えておこう！

春は進学や就職で新生活を始めるために、賃貸住宅の契約をする人が多くなる季節です。賃貸住宅は、退去する時にトラブルが多いので、契約をするときから注意しましょう。

事例①

退去後、部屋の壁紙の張替えなど15万円を請求されたが、汚した覚えがないので納得できない。

事例②

退去後、クリーニング代5万円に加え、洗面台の取り換え費用20万円を請求された。最初から洗面台と壁の間に一部隙間があり、そこから水が落ちて板が腐食したと思う。写真を撮っていないので証拠がないが、納得できない。

事例③

退去の立会確認時には貸主から特に指摘されなかったのに、後日、壁紙の張替え費用8万円を請求された。壁紙は、入居の時から細かい傷があったので、納得できない。

トラブルにあわないために

1. 部屋は見学してから決め、契約の時に貸主から渡される書類の内容を必ず確認しましょう。

特に確認したい内容は、以下の通りです

- ① 禁止事項
- ② 修繕に関する事項
- ③ 退去の際の費用負担
- ④ 特約にクリーニング費用



2. 入居前に、貸主側と一緒に賃貸住宅の現状をよく確認し、入居前からある傷や汚れは、日付を入れた写真を撮るなど記録に残しましょう。
3. 入居中に、トイレの水漏れなどトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
4. 退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」を参考に貸主側に説明を求め、話し合しましょう。

若者に対する悪質商法 被害防止共同キャンペーン

悪質商法などによる若者の消費者トラブルを防ぐために、成人式や卒業・就職の時期にあたる1月から3月まで、県と17市町、福井県警察本部、福井弁護士会、福井県司法書士会が連携して共同キャンペーンを実施します。

新生活を迎えるこの時期は、生活環境や交友関係の変化に伴い、若者が消費者トラブルに巻き込まれやすくなります。トラブルを防止するためには、悪質商法の手口やトラブル事例などを知っておくことが大切です。そこで、若者向け啓発リーフレットを高校・大学・成人式等で配布する他、若者電話相談の受付、街頭啓発、パネル展などを行います。



出前講座をご活用ください

消費生活相談員を講師として無料で派遣し、具体的なトラブル事例や気を付ける点についてお話しします。学校や地域の会合などで聞いてみたい方は、お気軽にお問合せください。



エシカル・チャレンジ2023

公式InstagramまたはX(旧: ツイッター)をフォローして、「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。正解者の中から抽選で、エシカルな福井県産品(3,000円相当)をプレゼント!

1) 開催期間・景品(各応募期間10名にプレゼント)

- 令和6年1月10日(水)～2月10日(土)…アップサイクルクラフト・穀物袋のトートバッグ2種

2) 応募方法

- ①公式InstagramまたはXをフォローする。
- ②応募フォームからクイズの答え、必要情報を入力する。



@ethical_fukuiをフォローしてね♪フォローをしていない方は抽選対象外となります。

▼詳細・応募はこちらから

エシカルチャレンジ
公式Instagram



@ethical_fukui



エシカルチャレンジ
公式X(旧: Twitter)



@ethical_fukui



消費者トラブルに関する

専門家による相談会

開設時間 / 14:00~16:00

無料

要予約

若者向け出張弁護士相談会開催

【日時】令和6年1月12日(金)14:00~16:00 【会場】仁愛大学

1~3月の開設日

分野	1月		2月		3月	
福井弁護士会 (法律)	9日(火)	県消費生活センター	6日(火)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	11日(木)	県嶺南消費生活センター	8日(木)	県嶺南消費生活センター	14日(木)	県嶺南消費生活センター
	17日(水)	県消費生活センター	21日(水)	勝山市消費者相談センター	20日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	25日(木)	県嶺南消費生活センター	22日(木)	県嶺南消費生活センター	28日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)

🖥️ ホームページ
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

📘 フェイスブック
<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

福井県 消費生活 検索

灵感商法・開運商法に関するご相談は、
法テラス・灵感商法等対応ダイヤル

☎ 0120-005931

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。
※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
X (旧: Twitter)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。

発行日 / 令和6年1月